



# 内務省特報



## ●内務省告示第五十二號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ改築ヲ爲シタル  
國道ニシテ工事ノ終了シタルモノノ左ノ如シ

昭和十八年二月二日

内務大臣 湯澤三千男

路線名

區

間

工事終了ノ期日

十五號

自奈良縣奈良市奈良坂町  
至同縣同市今在家町

昭和十八年二月二日

二十二號

岡山縣玉野市田井地内

同

## ◎東條内閣總理大臣の官吏に對する訓話

決戰連續の現下の重大化する戦局を認識徹底せしめもつて學國  
火の一丸となつて戦力増強完勝への一途を邁進すべく政府は二十  
六日午前十一時半勅任官局長ならびに官房課長等各官廳幹部三  
百五十餘名を内閣總理大臣官邸に招集、政府側より東條總理大臣  
以下各閣僚ならびに内閣四長官出席、午餐を共にしたのち先づ佐  
藤陸軍省軍務局長より歐洲情勢及び大東亞戰爭現下の重大化する  
戦局を詳細説明、一億擧げて戦力増強に挺身もつて米英屈伏の最

後の日まで完勝へのたゞ一途を邁進すべき旨強調、次いで岡海軍  
省軍務局長より本年六月以降における戦局の實相と大規模消耗戰  
の様相と日毎濃化する現下の決戰段階とを説明、全官吏の奮起を  
促したが最後に東條内閣總理大臣起つて一時間餘の長きに互り眞  
劍、率直、大膽且つ熱烈に戦局の推移と目下の世界情勢とを説示、  
官吏の感奮興起を促した、各省各廳の事務輔轅の折柄中央各省各  
廳の幹部たり中核たる局課長をかく一堂に招集重大化する戦局の  
實相を説示するとともにその奮起を促したのは空前のこと如何  
に政府が異常な熱意をもつて國民の奮起を促しつゝあるかど疑は  
れ、一億國民眞に火の一丸となつて戦力の増強に邁進しなければ  
ならない。

### 東條内閣總理大臣の訓話

私は機會ある毎に官吏諸君に官吏の心構へを説いてゐるが、大  
東亞戰爭第二年の頭初において特に次の三つのことを強調せんと  
するものである、すなはち一つには官吏は 天皇陛下の官吏であ  
る、二つには官吏はすべからず先して頭を戰時的に切替へよ、

三つには官吏は全責任をもつて上司を補佐し己を空しうして上司の命を實行せよといふことである、まづ第一の點であるが日本の官吏は 天皇陛下の官吏であり 天皇陛下の御爲めに一身を捧げて御奉公申上げるといふことを判然自覺することは官吏の心構への根本である、しかして 天皇陛下の赤子たる國民をして常に 天皇陛下の御光に浴せしむる、こゝに日本の官吏の職務の本質があり、こゝにまた日本の世界に比類なき強味がある、敵米英があの手この手で思想戰的の日本の軍官民の離間を策し日本の内部結束の動搖を圖らんとするが如きことがよしんばあるとしても日本の官吏一人一人が 天皇陛下の官吏たるの自覺に徹したならば日本國內の結束は微動だもしないのである、世界的大轉換を齎さんとするこの大戰爭に直面しわれ／＼はその際にしみ／＼この日本官吏の本質を内に省み日本の強味を彌が上にも強化して行きたい、戰爭下國民生活が複雑になり困難となるに伴ひ心から親心を發揮し親切な態度で國民に接し、しかして身を持つるに嚴、どこまでも自肅自戒するといふことは非常に大事なことである、官吏の一人一人がこの心構へで國民に對するか否かは國內結束の上に惹いては戦力増強の上に實に大きな影響をもつものである 戦力増強に對する政府の指導精神も當然官吏は 天皇陛下の官吏であるといふ自覺に發してゐるのである。

抑も戦力の増強は直接には國民がこれに當つてゐるが、官吏は

これを指導し善導して國民の盛り上る力を遺憾なく發揮せしむるをその本務とする、今や喰ふか喰はれるかのこの大戰爭下において國民は勝たんがためには自ら進んでどんな困苦をも克服し、如何なる障碍をも排除し如何なる犠牲をも忍んで戦力を増強せんとしてゐる、官吏はこの燃え上る力を完全に發揮せしむる如く力強い指導を行ふとともに不必要な干渉を加へあるひはまた規矩準繩にとらはれて苟くもこの國民の心を阻害するやうなことがあつてはならない、次に第二の官吏はすべからず率先して頭を戰時的に切替へよといふ點である、この大戰爭は國の興廢を賭して戦ふ眞劍勝負の大戰爭である、従つて國民が依然舊套を嚴守し平時的な頭で進んでをつたのでは到底この大戰爭の要求に即應して究極の勝利を贏ち得ることは出来ない、勝つためには平時不可能としたことも可能としなければならぬ、これには日本國民全部が頭を戰時の頭に轉換しなければならぬがまづ官吏が率先して頭を替へることを要求せられてゐる、なま緩い轉換では到底この大戰爭完勝の要求に應じて行くことは出来ないと思ふ私は官吏がこの際第一線において彈丸の中をくゞつて突進してゐる氣持になつて極度に頭を戰時的に切替へられんことを切望してやまない、官吏全般が改めてこの轉換から深刻に自分の仕事を振り返つてみて改むべきは直ちに改めて戴きたい、そこで少しく細かくなるが戰時的な頭で仕事をするといふ點に關しては私の考へてをすることを若干

披瀝致したい、まづ仕事が多くなり忙がしくなるに伴つて人を増して行くといふ考へ方についてである、これは一應當然の理の如く考へられることであるが今日の時局において官廳人員の増員の如きは極力避くべきものである、即ち激増せる事務を少い人手で敏速に處理しなければならぬ、そこに努力の倍加は固よりであるが更に仕事の仕振においても戦争遂行のため根本的な轉換が必要となるのである、この點を十分御諒承の上増員によらずして繁劇化する事務を捌くことに一層の工夫を願ひたい。

次に政治が事務を支配し事務が政治を支配すべからざることであるこれは戦時といはず平時といはず當然さうなくてはならない大事な要件であるが、特に戦時においては政治が作戦と密接な關係を保持して行かなければならぬからこの點が一層痛切に必要に感ぜられる、従つて政治は作戦との關係を特に密接にして常に大局的見地より方向を定め事務はこの方向に向つて敏速に動くでなければならぬ、反對に事務が政治を支配するが如き狀況ともなれば戦機に應じて正しき方向に政治を向けることが却々困難となりまた敏速を缺いて時機を失することが多くなるのである、萬が一にもこんな狀況になつては政戰兩略の一致を見事なる運営は期することが出来ないのである。

次に官吏はそれ／＼の主管事項について常に果敢なる自己反省を行ふことである、我國においては多年に亘り特に滿洲事變以來

火急の國家的要求に基いて次から次へと數多くの施策が決定せられ命令せられてゐるこれ等が今日重大なる時局に當り、果して現下焦眉の急務たる戦力増強の要求に即してゐるかどうかを常に反省し時局に適せざるものは思ひ切つて改めて行かねばならない、これは戦力増強のためには我々の一日も忽せにすることの出来ない大きな職責である、次にこの際特に申上げたことは官廳内における無用の争をやめよといふことである、元來權限の分擔なり主管の區分なりといふことは規定で直線を引くやうにはつきりさせることは至難である、そこに人と制度の微妙な組合せが必要となるのである、制度だけでは動かない、如何に制度を改正したところでそれだけでは權限争ひ主管争ひは絶えぬ、そこに人といふ最も大事な要素が微妙に動かねばならぬのである、今や權限争ひや主管争ひに時間を空費し精力を消耗してゐるやうな時期ではない、よくこの點を考へて今後適切迅速なる行政の運営に遺憾なきを期せられたい、最後に第三の官吏は全責任を以て上司を輔佐し己を空しうして上司の命を實行せよといふ點である、人間のする仕事といふものは人間の賢愚によつて左右されるものではなくその人の責任觀念の強弱によつて左右せられることが大きい、戰場における勇怯も實に責任觀念の強弱によつて生ずるのだ、複雑多岐に亘る戦争下の仕事を最も適切に然も最も迅速に處理して行くためには官吏特に上級官吏が愈よ旺盛なる責任觀念を以て事に臨

まなければならぬ、この旺盛なる責任觀念あつてこそ異常なる努力も生れ適切果斷の處置もできるのである、特に戦争下物事が複雑になり然も機敏に處置を要する状況において然りである、まづ行けば自分が辭めればそれで済むんだといふやうな淺率な考へ方で仕事をすることはこの際大禁物である、また責任を恐れて消極に墮し事勿れ主義の仕事振りを以て責任を果せりとなすが如

き態度も夢にもあつてはならない、事態はそんな生易しいものではない。

敢然として責任をとり責任を果すまでは辭められない秋である官吏一人々々がこの強烈なる責任觀念を堅持してこそ各々の仕事は見事になし遂げられ戦争の遂行に適應する政策が政治が行はれ戦勝の榮冠は贏ち得られるのである。

『土佐の西の端に柏島といふ小さな島があつて二百戸の漁村に水産補習學校が一つある。教室が十二坪、事務所とも校長の寢室とも兼帯で三疊敷、實習所が五六坪、經費が四百二十圓、備品費が二十二圓、消耗品費が十七圓、生徒が六十五人、校長の月給が二十圓、しかも四年間昇給なしの二十圓ぢやさうな』▼これはかつて『病牀六尺』に正岡子規がかいたものだが、子規は『この學校の話を書いて涙が出る程嬉しかった。我々に大き

な國家の料理が出来んとならば、此水産學校へ這入つて松魚を切つたり、烏賊を乾したり、網を結んだりして斯様な校長の下に教育せられたら楽しい事であらう』と、この南海の小水産學校を讚美してゐる。

▼萬千の學徒を擁する學校よりも數十名の生徒と教師が一屋に生活する私塾的の學園の方が教育といふものゝ本髓を發揮し得ることは勿論である。